

上富田町総合事業単位表  
サービスコード表

新規  
変更

区分	コード表		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
	種類	項目		算定項目	算定項目		
訪問介護相当サービス	A 2	2411	訪問型独自サービス費21	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合(一部身体介護を含む場合)		287単位	1 回
		2511	訪問型独自サービス費22	(2) 生活援助が中心である場合	月当たり合計3,727単位を越えない事	179単位	
		2621	訪問型独自サービス費23	(二)所要時間45分以上の場合	220単位		
		1411	訪問型独自短時間サービス	事業対象者・要支援1・2(20分未満)主に身体介護を行う場合1月につき22回まで	(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163単位	
		C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合(一部身体介護を含む場合)	▲3		
		C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	(2) 生活援助が中心である場合	▲2		
		C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	(二)所要時間45分以上の場合	▲2		
		C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合	▲2		
		D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合(一部身体介護を含む場合)	▲3		
		D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22	(2) 生活援助が中心である場合	▲2		
		D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23	(二)所要時間45分以上の場合	▲2		
		D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合	▲2		
		6001	同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位の1.0%減算		
		6003	同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位の1.5%減算		
6002	同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位の1.2%減算				
8002	特別地域加算	所定単位の1.5%加算					
8102	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位の1.0%加算					
8112	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位の5%加算					
4001	初回加算		200単位加算	200単位			
4003	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100単位			
4002	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200単位			
6102	口腔連携強化加算	1回につき50単位加算(月に1回を限度)		50単位			
6269		①介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	十所定単位の270/1000				
6183		①介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	十所定単位の287/1000				
6270	介護職員処遇改善加算	②介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	十所定単位の249/1000				
6184		②介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	十所定単位の266/1000				
6271		③介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	十所定単位の207/1000				
6380		④介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	十所定単位の170/1000				

※ 「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住するものサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」、は、支給限度額管理の対象外の算定項目